



大区画化等加速化支援事業

制度のご案内

空知土地改良区より情報提供

1 この制度でできること

農業者等が、畦畔除去などの簡易な基盤整備により、農地の区画拡大や省力化を進める取組を支援する制度です。



通常ほ場整備とは、事業の仕組みや実施方法が異なります。

整備前

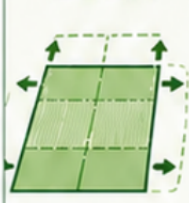


整備後

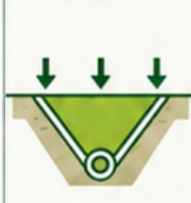


2 できる主な整備

区画拡大



暗渠排水



湧水処理



末端畑地かんがい施設



客土



除礫



更新整備

(用排水路・農作業道・畦畔・排水口等)



3 主なポイント



地区内で農地の区画拡大を行うことが必要です。



1ha以上への拡大は必須ではありません。



暗渠排水だけの単独実施では採択要件を満たしません。



助成単価は、工法・条件・集約化・大区画化の有無などで変わります。

4 代表的な通常単価（わかりやすい例）

	主な整備内容	代表的な通常単価
1	簡易な区画拡大（高低差10cm以下・表土扱いなし・水路変更なし）	7万円／10a
2	畦畔除去のみ	4万円／100m
3	暗渠排水（トレンチャ工法・表土扱いなし）	18万円／10a
4	湧水処理（表土扱いあり）	24万円／100m
5	末端畑地かんがい施設（畑地）	21万5千円／10a
6	客土	27万5千円／10a
7	除礫	25万円／10a

※上記は代表的な通常単価です。水路変更の有無、表土扱い、施工方法、樹園地、集約化、1ha以上への大区画化、農業者施工等の条件により単価は異なります。



大区画化等加速化支援事業

制度のご案内

空知土地改良区より情報提供

5 制度上の申請・実施の流れ



制度・申請手続に関する相談

北海道大区画化等推進協議会
(事務局：北海道土地改良事業団体連合会)

☎ 電話 011-206-8026

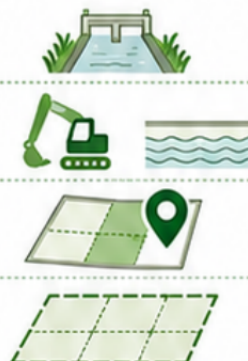
🌐 URL <https://www.htochiren.jp/daikukaku/daikukaku.html>



公式サイト

6 下記事項が生じる場合は空知土地改良区へご確認ください

- ✓ 土地改良区が管理する用排水施設に関係する場合
- ✓ 用排水路の撤去・移設・構造変更を行う場合
- ✓ 国営・道営土地改良事業の実施中又は計画区域に関係する場合
- ✓ 将来の国営・道営土地改良事業予定区域に関係する場合



詳しい採択要件や単価は、最新の要綱・要領・北海道説明資料をご確認ください。